

国海員第386号  
令和5年3月16日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣  
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第429号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
大窯汽船株式会社	大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番3号
株式会社福吉海運	岡山県笠岡市美の浜29番地30
株式会社シークレスト	岡山県備前市日生町日生641番地27
日本特殊船株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目12番地7
永木海運株式会社	熊本県上天草市松島町阿村4238番地
株式会社榎本回漕店	東京都中央区湊三丁目18番17号
上野ロジケム株式会社	神奈川県横浜市中区山下町46番地